

葛西ジュニアバレーボールクラブ規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本クラブは名称を「葛西ジュニアバレーボールクラブ(略称を葛西 JVC)」とする。

第2条 (事務局)

本クラブは事務局を代表者宅におく。

第3条 (目的)

本クラブはバレーボールを通じ子ども達、保護者、指導者等が集まりお互いの親睦とバレーボール技術の向上を図り、スポーツをする楽しさ、素晴らしさを身をもって体験し、子ども達の心身の健全育成を図ることを目的とする。

第4条 (活動場所)

本クラブの活動場所は、新田小学校体育館、または、葛西小学校体育館を使用する。
活動日は、毎週水曜日 17 時～19 時、金曜日 18 時 40 分～20 時 30 分、土曜日 9 時～16 時、日曜日 9 時～15 時とする。
なお、会場と活動日は変更することがある。

第5条 (組織の構成員および組織の構成)

本クラブは、部員、部員の保護者、代表、コーチによって構成される。

第6条 (役員)

本クラブの運営を円滑にするため、次の役員を置く。

- ① クラブ代表 : 1 名
- ② クラブ副代表 : 1 名
- ③ 保護者代表 : 1 名
- ④ 保護者副代表 : 1 名
- ⑤ 会計 : 2 名

その他必要に応じ会計監査、コーチを配置することができる。

第7条 (役員会)

代表は役員による役員会を組織する。

第2章 部員

第8条 (部員の資格)

本クラブは、葛西地区および近隣地区在住在学で本クラブの目的及び活動に協力できる保護者の賛同を得て入団を許可された小学生及び幼稚園／保育園年長を対象とする。

第9条 (チーム)

本クラブは混合チーム、もしくは、女子チームから構成される。

第10条 (キャプテン)

1. 本クラブではキャプテン1名を選出する。
2. キャプテンは原則としてチームの最高学年の部員を選出対象とする。
3. キャプテンの選出はチームの統括および統制に支障のないように選出することとする。
4. キャプテンの任期は1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
5. 欠員が出た場合は、ただちに後任を選出し、その任期は前任者の残任期間とする。
6. 副キャプテンは必要に応じて置くことができることとし、任期、選出対象、選出方法はキャプテンに準ずる。また、人数についても必要に応じて設定できることとする。

第11条 (キャプテン、副キャプテンの役割)

1. キャプテンはチームの統括および統制を担う。
2. 副キャプテンはキャプテンのサポート、チームの統括及び統率のサポートを担う。

第3章 部員の保護者

第12条 (保護者の範囲)

本クラブにおける部員の保護者とする範囲は、原則として部員の成人同居家族とし、部員の健康や心身の安全について責任を負うことができる者であることを条件とする。

第13条 (保護者の役割)

1. 部員の保護者は部員の健康や心身の安全について注意を払い、本クラブでの活動に対する支援を必要に応じて行うこととする。
2. 保護者は、有事の際に連絡が取れる手段を常に確保しなくてはならない。
3. 本クラブの運営に必要な諸活動へ協力をするものとする。
4. 保護者間の協調親睦を図り、本クラブの育成発展に協力すること。
5. 活動中に子供が怪我や体調不良となった連絡を受けた場合、保護者または保護者代理の者が速やかに迎えにくること。

第14条 (保護者代表、保護者副代表)

1. 本クラブでは保護者のなかから保護者代表1名、保護者副代表1名を選出する。
2. 保護者代表、保護者副代表は部員の保護者からの立候補ないしは、互選によって決定する。
3. 保護者代表、保護者副代表の任期は1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
4. 任期が満了となっても後任者が決定しない場合は、就任するまでその任務を遂行する。
5. 欠員が出た場合は、ただちに後任を選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

第15条 (保護者代表、保護者副代表の役割)

1. 保護者代表、保護者副代表は次にあげる事項の役割を担う。
 - ① 本クラブ運営にかかわる役職の任命、および事務作業に関する指示
 - ② 監督、コーチとのクラブ運営に関する協議

第16条 (保護者会)

部員の保護者は全員で保護者会を組織する。

第4章 コーチ

第17条 (コーチ)

部員の健康や心身の安全に留意し、競技や必要に応じた生活場面での指導ができる成人とする。新たにコーチを招聘する場合、コーチ会で審議を行い承認を行うこととする。

第18条 (コーチの役割)

1. 部員の健康や心身の安全について注意を払い、競技指導を行うこととする。
2. 本クラブの運営に協力するものとする。

第19条 (コーチ会)

代表及びコーチは全員でコーチ会を組織する。

第5章 入退部および休部

第20条 (体験入部)

部員以外の者が、入部手続をしない状態で本クラブの活動への参加申込を受けた場合、

次の事項を確認したうえで、体験入部として本クラブの活動への参加を許可することができる。ただし、役員が部員および部員以外の者の安全が確保できないと判断する場合は、体験入部の中止および中断をすることができる。

- ① 入部資格を満たしていること
- ② 体験入部希望者および保護者が体験入部の参加に同意しており、保護者が同伴できること
- ③ 自己責任である旨を本人および保護者が了承できること

第21条 (入部資格)

本クラブに入部しようとする者は、次の要件を備えていなければならない。

- ① 葛西地区および近隣地区在住在学であること
- ② 小学校もしくは、幼稚園／保育園年長クラスに所属し通学・通園していること
- ③ 小学校／幼稚園／保育園に通学・通園し、心身ともに健康であること
- ④ 保護者の同意が得られていること
- ⑤ 保護者による本クラブの運営に必要な諸活動に協力が可能であること

- ⑥ 本人および保護者が本クラブの定める諸規定を遵守できること
- ⑦ 本人および保護者が本クラブの趣旨に賛同できること

第22条 (入部手続)

1. 本クラブに入部を希望する者は、別に定める手続に従い申し込むものとする。
2. 入部後、入部申し込み時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

第23条 (退部勧告、部員資格の停止)

次のような事案が認められる場合、部員の保護者に対して、本クラブからの退部の勧告および部員資格の停止をすることができる。

1. 正当な理由なく本クラブの活動への不参加が長期間にわたって続く場合
2. 長期間にわたって本クラブとの連絡が取れない場合
3. 他の部員に対する顕著な妨害活動が認められ、改善の余地がない場合
4. 長期間および複数回にわたって部費を滞納している場合
5. その他、退部を勧告すべき状態であると役員会が判断した場合

第24条 (退部および卒部)

1. 本クラブの部員が本クラブを退部しようとする場合は、部員の保護者同意のもと届け出るものとする。
2. 本クラブからの退部は、退部する前月末までに行うものとする。
3. 本クラブの部員が12歳に達した年度末を迎えた場合、卒部として部員の資格を喪失する。
4. 退部勧告をしたにもかかわらず、状況が改善しない場合は役員会の承認により退部させることができる。

第6章 部費等の費用

第25条 (費用の種類)

1. 部員が納める費用（会費）は次のものをいう。
 - ① 入会金 (入部時)
 - ② 部費 (毎月)
 - ③ スポーツ損害保険費用 (年1回)
 - ④ ユニフォームレンタル代 (年1回)
2. 会費以外で別途徴収を行う費用は、会費とは分けて取り扱うこととする。

第26条 (部費の納入)

部員は、入部手続時に初回の部費を支払うものとする。
会費は1ヶ月ごとに前月末までに納める(半年分をまとめて納める等、臨機応変に対応することも可とする)
金額および回収時期、回収方法等については別に定める。

第27条 (部費及び必要経費の返還)

一旦入金した会費は、原則返還しないものとする。
ただし、会費以外で別途徴収を行う費用については返還する場合がある。

第7章 会議

第28条 第28条 (会議の種別)

本クラブには次の会議を置く。

- ① 総会 (臨時総会含む)
- ② 役員会
- ③ 保護者会
- ④ コーチ会

第29条 (総会、臨時総会)

1. 総会は、本クラブの運営に関わる最高決議機関とする。主に次にあげる議事を取り扱うこととする。
 - ① 本クラブの基本方針等に関わること

- ② 本規約の策定及び改廃に関する事
 - ③ 活動計画及び報告に関する事
 - ④ 予算及び決算に関すること
 - ⑤ 部費に関する事
 - ⑥ 役員に関する事
 - ⑦ その他、本クラブの運営に関する重要な事項
2. 総会は、部員の保護者の過半数の出席をもって成立する。やむを得ず欠席する場合は、出席者に議決権を委任することを宣言することとする。
 3. 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。
 4. 総会は最低でも年1回開催することとし、重大な事案がある際は臨時で招集することができることとする。

第30条 (役員会)

1. 役員会は、本クラブの運営に関わる日常的な決議機関とする。主に次にあげる事案を取り扱うこととする。
 - ① 保護者会からあげられた事項の確認・検討・承認
 - ② 部員からあげられた事項の確認・検討・承認
 - ③ その他、本クラブの運営に関する事項
2. 役員会の開催要件については特に定めない。必要に応じて招集し開催することとする。

第31条 (保護者会)

1. 保護者会は、主に次にあげる事案を取り扱うこととする。
 - ① 本クラブの会計の選出
 - ② 本クラブの運営に必要な役職の選出
 - ③ 本クラブの活動支援に必要な事項
 - ④ その他、本クラブの運営に関する事項
2. 保護者会の開催要件については特に定めない。必要に応じて招集し開催することとする。

第32条 (コーチ会)

1. コーチ会は、主に次にあげる事案を取り扱うこととする。
 - ① 本クラブにおける競技指導に関する事項
 - ② 本クラブの活動支援に必要な事項
 - ③ その他、本クラブの運営に関する事項

2. コーチ会の開催要件については特に定めない。必要に応じて招集し開催することとする。

第8章 会計

第33条 (資金)

本クラブの資金は会費とする。

会費以外に補助金、交付金、寄付金などがあった場合については、クラブの資金として組み入れることとする。

第34条 (資金の管理)

本クラブの資金は保護者会で選任された会計が管理する。

第35条 (予算及び決算)

1. 本クラブの予算及び決算は、原則として総会での承認・決議を必要とする。
2. 決算については会計監査を必ず受け決算報告を総会にて行うこととする。

第36条 (会計年度)

本クラブの会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終了する。

第9章 事故対応

第37条 (保険の加入)

部員は、入部と同時にスポーツ安全保険に加入手続きがされることに同意しなければならない。本クラブは、活動中の傷害をはじめ一切の事故については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

第38条 (事故の責任)

部員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び役員、部員の保護者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して、事故が起きても本クラブ及び役員等に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

第39条 (破損の措置)

1. 本クラブの活動中に使用施設・設備等を破損させた場合は、スポーツ安全保険の対象範囲内で対応するものとする。ただし、原則として部員の責任において弁償等復旧の措置をとるものとするが、適正な範囲の使用において生じた破損については、都度協議のうえ、適切な対策をとるものとする。
2. 本クラブより貸与するユニフォーム類の共有物については破損、汚損させた場合は、原則として部員の責任において弁償等復旧の措置をとるものとするが、適正な範囲の使用において生じた破損、汚損については、都度協議のうえ、適切な対策をとるものとする。

第40条 (不測の事態)

本クラブの活動中に事故および災害等、不測の事態が発生した場合は、役員の判断によって、部員の安全を確保できる最善の措置を取ることとする。

第10章 附則

第41条 (病者の活動禁止)

1. 他人に伝染するおそれのある疾病にかかっている部員、疾病のため他人に害を及ぼすおそれのある部員、その他医師による出席停止等の指示を受けた部員は、クラブの活動に参加してはならない。
2. 学級閉鎖などで登校を制限されている場合、クラブへの参加可否については学校の指示に従うこととする。

第42条 (個人情報保護)

1. 部員および部員の保護者は、クラブの活動に関係のない個人に関する情報等は不当に取得してはならない。
2. 部員および部員の保護者が、活動に応じてクラブに関する個人に関する情報等を保持した際はその管理に十分注意を払わなければならない。
3. 部員および部員の保護者は、卒部または退部に際して、その後必要のない保持していた個人に関する情報等を速やかに返却、消去、削除しなければならない。卒部後および退部後に個人に関する情報等を保持する場合は、在籍期間中と同様の管理責任を負うこととする。
4. 個人に関する情報等を漏えい、滅失又はき損等させた場合は直ちにクラブに届け出て、必要な指示を受けなければならない。

第43条 （金銭貸借の禁止）

部員および部員の保護者は相互間においてみだりに金銭の貸借を行ってはならない。

第44条 （勧誘行為等の禁止）

クラブの許可なく、クラブの活動内容に関係のないビラの配布、演説、集会、掲示、署名等の活動や、政治・宗教及び連鎖販売取引等の勧誘行為を行ってはならない。

第45条 （ドーピングおよび禁止薬物）

本クラブではフェアプレイおよび健康上の観点から、法律で禁止されている薬物および体力強化等を目的とした薬物使用の一切を認めない。

第46条 （移籍）

1. 他のクラブへ移籍は自由意志とするが、移籍をしようとする場合は、事前にクラブ側へ相談をすること。
2. 諸費用の精算および手続き等についてはチームの指示に従うこと。
3. 移籍先への諸連絡および必要な手続きについては部員の保護者が責任をもって行うこと。
4. 移籍によって不利益（ペナルティ等）を被ることがあっても、当クラブでは一切の責任を負いかねる。

第47条 （本クラブと重複する活動）

本クラブと重複する活動を行う組織(クラブおよびスクール等)への所属は妨げない。ただし、諸規定において二重登録が制限されている場合は、それらを遵守すること。

第48条 （細則）

本規約に定めのない事項及びクラブの運営に必要な細則は、別に定める。

第49条 （規約の変更）

本規約は、役員会の決議のうえ、代表の承認によって改定することができる。また、変更の内容については随時、閲覧ができるようにすることとする。

附則

本規約は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。